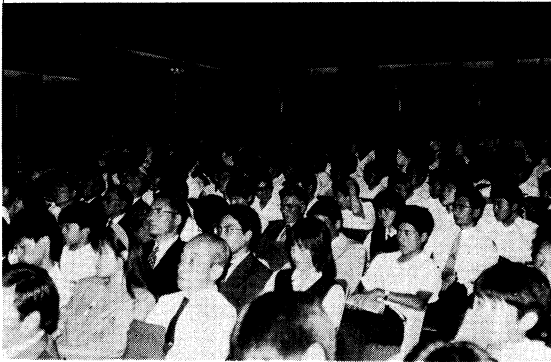


高校生の文化活動の充実・発展をめざして

— 文化課 —



連盟設立総会の会場を埋めた各校の代表者

一、はじめに

県内の高校生の文化活動を一層充実発展させることを目的とする「福島県高等学校文化連盟」(略称福島県高文連)が六月十七日(水)に発足した。

従来は、音楽、美術、演劇などが、部門ごとに発表や研修を行ってきたが、総合的な活動振興のためにも、全国的な組織の結成が求められてきており、この度の県高文連の発足はそれにとたえる形となっている。

二、設立総会並びに記念式

六月十七日午後一時三十分から、福島市の県文化センターの大ホールで開催された設立総会では、経過報告の後、

規約案(資料1)と事業計画案(資料2)並びに予算案(資料3)が提示され、いずれも原案が承認された。

次に、役員選出に移り、本年は会長 櫻村五郎、副会長若杉栄、森功、橋本今祐、佐藤秀一郎、山本武雄、福羽天伯、監査小見義友、統橋徳男の各役員が担当することになった。また、事務局は県立磐城高校に置かれ、事務局長には同校の金土正孝先生が就任した。

資料1 福島県高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は、福島県高等学校文化連盟と称する。(略称 福島県高文連)

第2条 本連盟の事務局は、会長の所属する学校に置く。ただし、必要があれば、他に置くことができる。

第3条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、県内における高等学校及び高等部を置く養護教育諸学校(以下「高等学校」という)の文化活動の健全な向上を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 高等学校の文化活動に関する調査・研究
- (2) 高等学校の文化活動に関する研究会、講習会及び鑑賞会等の開催と助成
- (3) 高等学校総合文化祭等の開催
- (4) 全国高等学校総合文化祭等への

派遣

(5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

第5条 本連盟は、県内の高等学校をもって組織する。

第6条 本連盟に、専門部及び支部を置く。

- (1) 専門部は、別表(略)のとおりとする。
- (2) 支部は、県北・県南・会津・いわき・相双の五支部とする。

第3章 役 員

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 評議員 加盟校一名
 - (4) 理事長 一名
 - (5) 理事 若干名
 - (6) 幹事 若干名
 - (7) 監事 二名
 - (8) 顧問 若干名
- 第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。
- (4) 理事長は、理事会を統括する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。